

介護保険施設・事業所等の管理者（施設長）様

岐阜市福祉部介護保険課長

令和 6 年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う届出について（続報）

平素より本市の介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定に伴う届出について、令和 7 年 3 月 7 日付けで周知をしたところですが、提出書類を変更することとしましたので、改めてお知らせいたします。

つきましては、対象の介護サービスについて、期限までに届出を行っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 減算の内容

#### （1）業務継続計画未実施減算

感染症及び災害の業務継続計画（BCP）が策定されていない場合、基本報酬の所定単位数の 1 / 100 を減算

#### （2）身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化のための措置（①委員会の設置、②指針の整備、③研修会の実施）が講じられていない場合、基本報酬の所定単位数の 1 / 100 を減算

### 2 対象の介護サービス

#### （1）業務継続計画未実施減算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外は予防を含む）

#### （2）身体拘束廃止未実施減算

短期入所生活介護、短期入所療養介護（各予防を含む）、  
特定施設入居者生活介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、  
小規模多機能型居宅介護（予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護

### 3 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※特記事項－変更後の欄中に、「(該当する減算の名称) 基準型」とご記載ください。

※提出書類の様式は、岐阜市のホームページよりダウンロードをお願いいたします。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1016070.html>

<トップページ> 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 居宅サービス事業者／介護保険施設／介護予防サービス事業者 >

#### 4 提出期限

令和7年4月1日（必着）

※ 届出がない場合は「減算型」とみなされ、「基準型」として介護報酬を請求した場合、岐阜県国民健康保険団体連合会において返戻（エラー）となる可能性がありますので、必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。

#### 5 提出先

岐阜市福祉部介護保険課支援係

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1  
岐阜市福祉部介護保険課支援係  
T E L : 058-214-2093(直通)  
F A X : 058-267-6015  
E-mail : kaigo@city.gifu.gifu.jp